

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第191号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2本館の項及び別館の項を次のように改める。

本館	第20号事務室	1室	450円	650円	1,100円
	玄関、ロビー又は構内地	1平方メートルにつき1日	150		
別館	事務室	1室	450	650	1,100
	会議室	1室	900	1,300	2,200
	玄関又はロビー	1平方メートルにつき1日	150		

別表第2付属設備の項中「150」を「200」に改める。

第5号様式注以外の部分中  
□美術教室 室 月日(曜日)時から 月日(曜日)時まで を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局美術館)